

柏崎刈羽原子力発電所 3号機における高経年化対策に関する
原子炉施設保安規定の変更認可申請書の補正について

2023年5月31日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

当所3号機は2023年8月11日に営業運転から30年が経過するため、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則*1」ならびに「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド（原子力規制委員会制定）*2」に基づき、高経年化技術評価*3を行いました。

その評価結果に基づき長期施設管理方針*4を策定し、2022年8月9日に原子力規制委員会に長期施設管理方針の策定に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請書を提出しました。

（2022年8月9日お知らせ済み）

その後、評価書の記載誤り等の訂正（計150箇所）に加え、これまでの審査会合等における議論を反映し、2023年4月10日に原子力規制委員会に補正書を提出しました。

（2023年4月10日お知らせ済み）

この度、2023年4月25日に開催された審査会合でご指摘いただいた内容を反映し、本日、原子力規制委員会にあらためて補正書を提出しましたので、お知らせします。

【主な補正内容】

- ・記載の明確化、適正化

以 上

***1 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則**

発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物等に経年劣化に関する技術的な評価（高経年化技術評価）を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を策定しなければならない。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 82 条第 1 項）

***2 実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド**

発電用原子炉設置者が高経年化対策として実施する高経年化技術評価および長期施設管理方針に関することについて、基本的な要求事項を規定するもの。

- ・高経年化技術評価の実施及び見直し
- ・長期施設管理方針の策定及び変更
- ・長期施設管理方針の保安規定への反映等
- ・長期施設管理方針に基づく施設管理

***3 高経年化技術評価**

原子力発電所の安全上重要な機器・構造物に発生しているか、または発生する可能性のあるすべての経年劣化事象の中から、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象を抽出し、これに対する機器・構造物の健全性について評価を行うとともに、現状の施設管理が有効かどうかを確認し、必要に応じ、追加すべき保全策を抽出すること。

***4 長期施設管理方針**

高経年化技術評価結果に基づき抽出された、今後 10 年間に行う施設管理項目および実施時期をとりまとめたもの。